

# 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

制 定 平成29年6月22日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団（以下「事業団」という。）定款第8条及び第22条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わないものとし、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(常勤役員の報酬等)

第3条 事業団は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、職員（嘱託員を含む。以下同じ。）を兼ねる常勤役員であって、職員として給与を支給するものには報酬は支給しない。

2 報酬額は、別表1の範囲内の額とする。

3 常勤役員の報酬は月額及び通勤手当とし、月額の支給日、支給方法等の詳細については事業団職員給与規程に準じるものとする。通勤手当については、その通勤の実態に応じ、事業団職員給与規程による職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

4 前項の場合において、所得税、市民税、県民税及び社会保険料は、各法令の規定に基づき控除するものとし、その他の会費、立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除する。

5 常勤役員の退任にあたっては、退職金は支給しない。

(評議員及び非常勤役員の報酬等)

第4条 評議員及び非常勤役員は原則無報酬とする。ただし、理事会又は評議員会等事業団の会議に出席する場合は、会議1回の参加につき、その都度別表2の額を支給することができる。

2 前項のほか、非常勤である監事のうち公認会計士である者が在任しており、その者が定款第18条に規定する職務を行う場合には、毎年6月末日に年額5万円の報酬を支給する。この場合において、6月末日が金融機関の休業日にあたる場合は、事業団職員給与規程（支給日の順次繰り上げ）を準用する。

3 第1項ただし書きの規定は、評議員及び非常勤役員のうち、国家公務員法（昭和22年10月21日法律第120号）第2条及び地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）第3条に規定する職（一般職及び特別職）にある者については、適用しない。

(諸費用の支払い)

第5条 事業団は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。ただし、第4条に規定する事業団の会議への参加に対する報酬を支給する場合はこの限りではない。

2 前項の請求に係る規定は、通勤手当には適用しない。

(公表)

第6条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団理事長の報酬に関する規程及び社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団役員等の費用弁償に関する規程については、廃止する。

別表1（第3条第2項関係）

役員の種類	報酬額
理事長	年額 7,400,000 円以内
常務理事	年額 6,300,000 円以内

別表2（第4条第1項関係）

役員等の種類	報酬額
評議員及び非常勤役員	会議1回につき 10,000 円